



わたしたちのまちは
ごみ箱じゃない！

しない
させない

不法投棄

ごみをみだりに捨てることは禁じられています。

不法投棄は、地域の美観を損ねるだけでなく、土地の所有者や、管理者に多大な迷惑をかけることとなります。また、正しい処理を行わずに捨てられたごみからは、有害な物質が漏れだし自然環境に深刻な影響を与えます。

廃棄物は、ルールに従い、排出した人が必ず責任を持って適正に処理しましょう。

不法投棄は、厳しく罰せられます。

不法投棄の現状は

鳥取市の不法投棄は、16年度に確認できたもので132件、17年度では、合併して広くなったこともありましたが、4カ月を経過した8月現在で、52件となっており、増加傾向にあります。